

市立学校の夏季休業期間の延長等について

各学校においては、地域の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、子どもの健やかな学びを保障していくことを大切に、可能な限り学びを止めないという考えに基づき、教育活動を実施してきました。このたび、感染状況の変化に対応するとともに学校の持続的な運営を行うために、夏季休業明けの教育活動について、感染拡大防止策の取組の一つとして、夏季休業期間を延長します。

また、令和2年6月12日に発表しました「臨時休業を実施する場合の考え方」について、臨時休業の実施対象を当該校の全部または一部とする改訂を、次のようにすることといたします。

1 夏季休業明けの教育活動について

<市立小・中学校>

- ・夏季休業期間を令和3年8月31日（火）まで延長します。
当初予定していた授業開始日（学校ごとに異なります。）から8月31日までの期間は、9月1日（水）からの授業再開に向けた準備期間とし、各学校で分散登校日を数日設定し、児童生徒の健康観察やGIGA端末を活用した学習支援に向けた準備等を行います。
- ・令和3年9月1日（水）から9月10日（金）まで
午前中授業・給食あり 児童生徒は給食終了後下校します。
- ・部活動については、県大会や県コンクール等の上位大会等及びこれにつながる予選会等に出場する部を除き、8月31日（火）までを活動停止期間としていましたが、この期間を9月12日（日）まで延長します。
- ・様々な理由で登校できない児童生徒の学習支援及び午後の家庭学習において、GIGA端末を積極的に活用していきます。

<市立高等学校>

- ・令和3年9月1日（水）から9月10日（金）まで
市立高等学校の授業開始日については、全校とも、当初から9月1日を予定していますが、朝の時差通学を徹底し、短縮授業の実施を基本とします。
- ・部活動については、県大会や県コンクール等の上位大会等及びこれにつながる予選会等に出場する部を除き、8月31日（火）までを活動停止期間としていましたが、この期間を9月12日（日）まで延長します。

<市立特別支援学校>

- ・夏季休業期間を延長しません。
- ・当初予定の授業開始日から8月31日（火）までの期間は、給食なし、午前中授業とします。（授業開始日は学校ごとに異なります。）
- ・9月1日（水）以降は、通常どおりの授業とします。なお、田島支援学校及び中央支援学校の高等部、聾学校の公共交通機関を利用する児童生徒については、朝の時差通学を徹底します。

<学校施設開放>

- ・学校施設開放については、学校における部活動の実施状況等も踏まえ、8月31日（火）までを利用中止期間としていましたが、この期間を9月12日（日）まで延長します。

<児童生徒の居場所・わくわくプラザ>

- ・当初予定していた授業開始日（学校ごとに異なります。）から8月31日までの期間は、低学年を中心に、やむを得ない事情で自宅に児童を見守る方がいない家庭の児童のみを対象に、学校の教育活動とは別に「児童生徒の居場所」を設けます。引き続き、わくわくプラザを利用される児童には、お弁当を持たせるなどしてください。
- ・当初予定していた授業開始日から9月10日までの期間は、わくわくプラザについて、平日は13時から開室します。（土曜日は8時30分から18時まで、日曜は休み。）

2 「臨時休業を実施する場合の考え方」の改訂について

<改訂内容>

【現行：令和2年6月12日 「臨時休業を実施する場合の考え方」】

<感染拡大防止に向けた主な取組について>

- ・学校の臨時休業ルールの策定・運用
⇒児童生徒又は教職員の感染…原則当該校を「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間」、臨時休業
⇒児童生徒又は教職員が濃厚接触者…原則当該児童生徒又は教職員を2週間自宅待機



【改訂：令和3年8月20日 「臨時休業を実施する場合の考え方」】

<感染拡大防止に向けた主な取組について>

- ・学校の臨時休業ルールの策定・運用
⇒児童生徒又は教職員の感染…原則当該校の全部または一部（※）を「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間」、臨時休業
⇒児童生徒又は教職員が濃厚接触者…原則当該児童生徒又は教職員を2週間自宅待機

※陽性が判明した児童生徒又は教職員と濃厚接触の可能性のある学年・学級等を対象に学校の一部を臨時休業とする。

【参考：文部科学省 令和3年4月28日「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」（抜粋）】

3 臨時休業の判断 (1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

④（前略）学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断します。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、学級単位や学年単位など必要な範囲で臨時休業とすることが考えられます。

※新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しており、今後の感染拡大の状況や、国、県、市の方針を踏まえ、必要に応じ、変更し、又は追加的な留意事項を示していく場合があります。

【問合せ先】

（学校運営に関すること）

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 細見 南谷

電話：044-200-3284、3318

（部活動に関すること）

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 村石

電話：044-200-3292

（学校施設開放に関すること）

川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 箱島

電話：044-200-3302

（わくわくプラザに関すること）

川崎市子ども未来局青少年支援室 荒川

電話：044-200-2670